

目次

保険法

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 損害保険（第三条・第七条）
第一節 成立（第三条・第七条）	第二節 効力（第四十二条・第四十九条）
第二節 効力（第八条・第十二条）	第三節 保険給付（第十三条・第二十六条）
第三節 保険給付（第十三条・第二十六条）	第四節 終了（第二十七条・第三十三条）
第五節 傷害疾病損害保険の特則（第三十四条・第三十五条）	第六節 適用除外（第三十六条）

第三章 生命保険（第七十九条～第八十二条）

第一節 成立（第三十七条・第四十一条）

第二節 効力（第四十二条・第四十九条）

第三節 保険給付（第五十条・第五十三条）

第四節 終了（第五十四条・第六十五条）

第五節 傷害疾病定額保険（第六十六条～第七十八条）

第六節 保険給付（第七十九条～第八十二条）

第七節 総則（第九十五条・第九十六条）

附則（第一章～第六章）

（趣旨）

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他のいかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金）を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。

二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険料を行なう義務を負う者をいう。

三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

四 保険契約の締結する前に発生した保険事故（損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故とし

て当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。）による損害をてん補する者をいう。

五 保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定められるものをいう。

六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。

七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するものをいう。

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行なうことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

（告知義務）

第一節 成立（第三条）

第二節 損害保険（第三条）

第三節 保険契約の目的（第三条）

第四節 保険契約者（第四条）

第五節 保険契約の締結（第五条）

第六節 保険契約の締結（第六条）

第七節 保険契約の締結（第七条）

第八節 保険契約の締結（第八条）

第九節 保険契約の締結（第九条）

第十節 保険契約の締結（第十条）

第十一節 保険契約の締結（第十一条）

第十二節 保険契約の締結（第十二条）

第十三節 保険契約の締結（第十三条）

第十四節 保険契約の締結（第十四条）

（損害発生の通知）

（損害の発生及び拡大の防止）

に変更するとしたならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該損害保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更ができるときであっても、保険者は、被保險者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていないこと。

二 保険契約者は被保險者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

三 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「損害保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 保険契約者は被保險者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

二 被保險者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者は被保險者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

一 第二十八条第一項解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

二 第二十九条第一項解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

(保険料の返還の制限)

第二十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者は被保險者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第二十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者は被保險者に不利なものは、無効とする。

2 前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

(被保險者による解除請求)

第二十四条 被保險者が傷害疾病損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保險者は、保険契約者に対し、当該保険契約者との間に別段の合意がある場合を除き、当該傷害疾病損害保険契約を解除することを請求することができる。

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病損害保険契約を解除することを請求を受けたときは、当該傷害疾病損害保険契約を解除することができる。

(傷害疾病損害保険契約に関する読み替え)

第二十五条 傷害疾病損害保険契約における第一節から前節までの規定の適用については、第五条第一項、第十四条、第二十一項第三項及び第五十六条中「被保險者」とあるのは、「被保險者の死亡によつて生じる損害をてん補する責任(傷害疾病損害保険契約に該当するものに係る責任保険契約)」と、第五条第一項中「保険事故が発生している」とあるのは、「保険事故による損害が生じている」と、同条第二項中「保険事故が発生していない」とあるのは、「保険事故による損害が生じていない」とあるのは「保険事故による損害が生じていない」と、第十七条第一項、第三十条及び第三十二条第一号中「被保險者」とあらは、「被保險者(被保險者の死亡によつて生じた死亡保険契約(保険者が被保險者を被

ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約があつては、被保險者又はその相続人」と、「第三十一条第一項中「被保險者が」とあるのは、「被保險者の死亡によつて生じること」と、第三十三条第一項中「第三十二条又は第三十一条」とあるのは、「又は第三十二条」と、「不利なものは」とあるのは、「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は被保險者(被保險者の死亡によつて生じた損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、その相続人。以下この条において同じ。)」と、「第三十二条第一号中「保険事故の発生」とあるのは、「保険事故による損害が生じて生じること」と、第三十三条第一項中「第三十二条又は第三十一条」とあるのは、「又は第三十二条」と、「不利なものは」とあるのは、「不利なものが既に保険事故が発生していいること」と、第三十三条第一項中「第三十二条又は第三十一条」とあるのは、「又は第三十二条」と、「不利なものは、無効とする。あつては、被保險者又はその相続人」に不利なものは」とする。

(溯及保険)

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一 商法(明治三十二年法律第四百八号)第八百五十五条第一項に規定する海上保険契約

二 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

三 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約(傷害疾病損害保険契約に該当するもの除外する)。

(告知義務)

第三十七条 保険契約者は被保險者になる者は、生命保険契約の締結時に書面交付

第四十条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に關し保険給付を行う旨の定めは、保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知つていたときは、無効とする。

3 保険契約者が当該死亡保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知つていたときは、無効とする。

(生命保険契約の締結時の書面交付)

第四十四条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に關し保険給付を行つた旨の定めは、保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知つていたときは、無効とする。

3 保険契約者の氏名又は名称

4 保険契約者の氏名又は名称

5 保険契約者の氏名その他の被保險者を特定するための必要な事項

6 保険契約者の氏名又は名称その他の保険金受取人の氏名又は名称

7 保険給付の額及びその方法

8 保険料及びその支払の方法

9 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

10 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

11 生命保険契約を締結した年月日

12 書面を作成した年月日

(強行規定)

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者は被保險者に不利なもの及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者は不利なものは、無効とする。

の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

受取人は、当然に当該傷害疾病定額保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第七十二条 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第七十三条 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができる。

2 保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対する抗議が効力を生じた後、保険契約者がその旨を保険者に通知しきれない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第七十四条 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人）である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(保険金受取人の死)

第七十五条 保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第七十六条 保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（給付事由が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（危険の減少）
第七十七条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かつて、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。（強行規定）

第七十八条 第七十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反す（強行規定）

る特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

（給付事由発生の通知）

第七十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したこと知ったときは、遅滞なく、保険者に對し、その旨の通知を発しなければならない。

(保険者の免責)

第八十条 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

1 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。

2 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

4 戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき。

（保険給付の履行期）

第八一条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、給付事由、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが傷害疾病定額保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の一週間を経過する日をもつて保険給付を行いう期限とする。

2 保険給付を行いう期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る給付事由の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(強行規定)

第四節 終了

（告知義務違反による解除）

第八十四条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約の締結の時における場合は、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

1 傷害疾病定額保険契約の締結の時において、保険者又は被保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

2 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知を妨げたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者が行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（危険増加による解除）

第八十五条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第八十八条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該傷害疾病定額保険契約を継続することができる。

2 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知を

（被保険者による解除請求）

第八十六条 保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるとときは、当該保険者は、保険契約者に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由

1 保険契約者が、被保険者又は保険金受取人に對し、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。

2 前項の同意がある場合を除く。）

（被保険者による解除請求）

第八十七条 被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるとときは、当該保険者は、保険契約者に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。

3 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に對する信頼を損なう場合

4 被保険契約者と被保険者との間の親族関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

（解除の効力）

第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該

各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。

一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかずには、この限りでない。

二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずには、この限りでない。

三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

第八十九条 差押債権者、破産管財人その他の傷害疾病定額保険契約(第九十二条に規定する保険料積立金があるものに限る。以下この条から第九十一条までにおいて同じ。)の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができるもの(次項及び同条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及び金銭の支払をしたものとみなす。第一項に規定する解除のときは、当該差押えの手続をした場合において、同条第二項の規

規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとすれば民事執行法その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をることができる。

二 第八十五条第一項の規定による解除又は同項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとすれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方針により同項の規定による支払をしなければならない。

三 第八十五条第一項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効

(保険料の返還の制限)

第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者

二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人

三 前二条 保険契約者

(第五章 雜則)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、これらを行使することができる。ただし、当該終了の時における権利は、これらを行使することができる時は、から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十六条 保険料を請求する権利は、これを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(保険者の破産)

第九十七条 保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該傷害

病定額保険契約に係る保険給付に充てるべき残額について保険給付を行えば足りる。

二 前条の規定は、前項の規定による保険者の解

除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十八条 保険料を請求する権利は、これを行つて、当該保険給付を行つべき額から当該解除権者に支払った金額を控除

した残額について保険給付を行えば足りる。

二 前条の規定は、前項の規定による保険者の解

除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十九条 保険料を請求する権利は、これを行使するこ

とができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(保険者の破産)

第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対する有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の

一 第八十一条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前ににおける第八十条又は第八十七条第二項の規定による解除

三 第八十五条第一項の規定による解除又は同項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効

(保険料の返還の制限)

第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者

二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人

三 前二条 保険契約者

(第五章 雜則)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、これらを行使することができる。ただし、当該終了の時における権利は、これらを行使することができる時は、から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十六条 保険料を請求する権利は、これを行つて、当該保険給付を行つべき額から当該解除権者に支払った金額を控除

した残額について保険給付を行えば足りる。

二 前条の規定は、前項の規定による保険者の解

除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十七条 保険料を請求する権利は、これを行使するこ

とができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(保険者の破産)

第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対する有することとなる金

銭債権を差し押さえた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の

(施行期日)
附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三条 第三十条、第三十三条第十条、第十一條、第十二条(第十条及び第十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第四条 第三十一条、第三十四条(第三十一条及び第三十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第五条 第三十五条、第三十六条(第三十五条及び第三十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第六条 第三十七条、第三十八条(第三十七条及び第三十八条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第七条 第三十九条、第四十条(第三十九条及び第四十条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第八条 第四十一条、第四十二条(第四十一条及び第四十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第九条 第四十三条、第四十四条(第四十三条及び第四十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十条 第四十五条、第四十六条(第四十五条及び第四十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十二条 第四十七条、第四十八条(第四十七条及び第四十八条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十三条 第四十九条、第五十条(第四十九条及び第五十条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十四条 第五十一条、第五十二条(第五十一条及び第五十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十五条 第五十三条、第五十四条(第五十三条及び第五十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十六条 第五十五条、第五十六条(第五十五条及び第五十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十七条 第五十七条、第五十八条(第五十七条及び第五十八条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十八条 第五十九条、第六十条(第五十九条及び第六十条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第十九条 第六十一条、第六十二条(第六十一条及び第六十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十条 第六十三条、第六十四条(第六十三条及び第六十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十一条 第六十五条、第六十六条(第六十五条及び第六十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十二条 第六十七条、第六十八条(第六十七条及び第六十八条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十三条 第六十九条、第七十条(第六十九条及び第七十条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十四条 第七十一条、第七十二条(第七十一条及び第七十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十五条 第七十三条、第七十四条(第七十三条及び第七十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十六条 第七十五条、第七十六条(第七十五条及び第七十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十七条 第七十七条、第七十八条(第七十七条及び第七十八条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十八条 第七十九条、第八十条(第七十九条及び第八十条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第二十九条 第八十二条、第八十三条(第八十二条及び第八十三条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十条 第八十四条、第八十五条(第八十四条及び第八十五条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十一条 第八十六条、第八十七条(第八十六条及び第八十七条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十二条 第八十八条、第八十九条(第八十八条及び第八十九条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十三条 第九十一条、第九十二条(第九十一条及び第九十二条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十四条 第九十三条、第九十四条(第九十三条及び第九十四条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

第三十五条 第九十五条、第九十六条(第九十五条及び第九十六条の規定による読み替えに係る部分に限る。以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

- 4 旧損害保険契約に基づき保険給付を請求する権利（施行日前に発生した保険事故に係るものと除く。）の譲渡又は該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、第二十二条第三項の規定を適用する。（旧生命保険契約に関する経過措置）**
- 第四条 第四十七条（施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。）第四十八条、第四十九条（第四十八条の規定に反する特約に係る部分に限る。）、第五十七条、第五十九条第一項（第五十七条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項第三号並びに第六十五条第二号（第五十七条並びに第五十九条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。）の規定は、施行日前に締結された生命保険契約（次項において「旧生命保険契約」という。）についても、適用する。**
- 2 旧生命保険契約の保険事故（第三十七条に規定する保険事故をいう。）が施行日以後に発生した場合には、第五十二条及び第五十三条の規定を適用する。**
- 3 施行日前に締結された第三十八条に規定する死亡保険契約の解除権者（第六十条第一項に規定する解除権者をいう。）が施行日以後に当該死亡保険契約を解除した場合には、第六十条から第六十二条までの規定を適用する。（旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置）**
- 第五条 第七十六条（施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。）、第七十七条、第七十八条（第七十七条の規定に反する特約に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十八条第一項（第八十六条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項第三号並びに第九十四条第二号（第八十六条並びに第八十八条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。）の規定は、施行日前に締結された傷害疾病定額保険契約（以下この条において「旧傷害疾病定額保険契約」という。）についても、適用する。**
- 2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由（第六十条に規定する給付事由をいう。）が施行日以後に発生した場合には、第八十一条及び第八十二条の規定を適用する。**
- 3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者（第八十九条第一項に規定する解除権者をいう。）が施**

行日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除した場合には、同条から第九十一条までの規定を適用する。
第六条 第九十六条の規定は、施行日前に締結された保険契約についても、適用する。
附 則（平成二九年六月一日法律第四五号）
 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の一、第二百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
 第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
 第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。